現行	改正後
- 3 - 5 顧客保護等	- 3 - 5 顧客保護等
- 3 - 5 - 1 - 2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に 関する措置等	- 3 - 5 - 1 - 2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に 関する措置等
(1)~(14) (略)	(同左)
(新设)	(15) 規則第211条の33において準用する規則53条の7に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針 - 3 - 5 - 1 - 2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(15)」に記載するような体制が整備されているか。
<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (同左)